

全建労発第11号
令和4年5月13日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令により、有害な業務に従事する労働者に対する歯科健康診断の結果の報告に係る改正が行われ、本年4月28日付けで公布された旨、厚生労働省労働基準局長より周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 吉田)